平成31年度 消防本部の運営方針

消防長

稲 垣 裕 次

消防本部の組織体制					
消防署	予防課				
警防課	消防総務課				

基本方針

- 〇 各種災害に備え、消防力を高めるとともに、応急手当の普及啓発や火災予防広報等に取り 組み、災害から市民を守ります。
- 〇 地域防災の担い手である消防団の活動環境の整備や消防団員の確保に努め、地域防災力の 強化を図ります。

現状と課題

〇 応急手当の普及啓発

「普通救命講習会」の開催及び、応急手当に関して積極的に取り組んでいる「応急手当協力事業所」の認定を行い、応急手当の普及啓発に努めています。今後も、一人でも多くの市民に応急手当法を習得してもらうため、その効果や必要性、重要性を幅広く市民に訴えていかなければなりません。

〇 災害対応力の強化

複雑多様化する火災、救急、救助災害や大規模化する自然災害など各種災害に対して、迅速かつ的確に対応する消防力の強化が求められています。署内での様々な災害活動訓練や他機関との合同訓練を行い、災害対応力を高める必要があります。

〇 予防消防の強化

市民の防火思想の高揚や事業所の防火体制の強化に取り組んでいます。未然に火災の発生を防ぐため、継続的な火災予防広報活動や立入査察が必要となります。

〇 消防力の基盤強化

消防活動に必要な車両や施設の整備を行っています。災害に対し的確に対応するために は、緊急車両の更新や消防水利の整備、その他資機材等についても整備及び維持管理を継続 していく必要があります。

〇 消防団蔵置所の維持管理

建築から35年以上経過している蔵置所もあり、今後更に老朽化が進むため、修繕による長寿命化を図るとともに、老朽化が進んでいる蔵置所については、計画的な更新整備が必要となります。

〇 地域防災力の強化推進

消防団が活動しやすい環境や消防団員が入団しやすい体制をつくり、消防団員の確保に努めるとともに、消防団資機材の整備を計画的に進めています。今後も消防団と地域が連携した地域防災力の強化を図る必要があります。

重点的に取り組む施策・事業

	<u> </u>							
	重点施策・事業	取	組	内?	ř		達成目標	
1	応急手当の普及 啓発	応急手当に関す を目的とした活動 推進するとともに く市民に広報し、 目指します。	へ積極 、応急	極的に 急手当	取組む事 の必要性	業所を を幅広	応急手当協力事業所の認 定を行うとともに、普通救 命講習受講者を延べ10,500 人以上とします。 (平成30年度実績:延べ 9,726人)	
2	災害対応力の強 化	指揮隊を中心と 時における組織的 に、関係機関と連	な活動	能力	を高める。		各種実働訓練を1,050時間以上実施するとともに、消防団やドクターへリ等の関係機関と連携強化訓練を実施します。 (平成30年度実績:1,383時間)	
3	予防消防の強化	市民を対象に、 連携した火災予防に、事業所の防火 について指導を徹めます。	広報活 管理及	動を! なび危	実施する。 険物の保	ととも 安管理	火災出火率(人口1万人 当たりの火災件数)を前年 度以下とします。 (平成30年度実績:3.1)	
4	消防力の基盤強 化	消火栓及び防火施するため点検を また、救急車及 備を行い、消防力 災害に迅速に対応	強化し び消防 を維持	ノます。 5団ポ 5強化	。 ンプ車の	更新整	市内すべての水利施設の 点検を重点的に実施しま す。 また、平成32年3月末ま でに救急車及び消防団ポン プ車の更新を完了します。	
5	多言語対応対策	外国人が関係す 且つ的確な処置・ ト端末を導入し、 応救急ボイストラ	対応を 総務省	図る:	ため、タ 供する多	ブレッ 言語対	平成31年6月末までにタ ブレットを活用した救急ボ イストラを導入し運用を行 います。	
6	消防団蔵置所の 維持管理	横地分団蔵置所 性に劣る消防団蔵 また、経過年数 所については、消 いて、今後の方針	置所 <i>の</i> により 防団活)整備 リ老朽・ 5性化	を完了しる 化がすする 検討委員 :	ます。 む蔵置 会にお	平成31年12月末までに、 横地分団蔵置所の建設を完 了します。 また、今後の消防団蔵置 所について方針案を策定し ます。	
7	地域防災力の強 化推進	消防団資機材整 人装備である士気 し、団協力事環所」を しいまた、市団である また、市内協力 また、前団の協力 確保に繋げます。	服を新場を 場を はし い の	fたな ると 、 	国基準に ともに、 雇用団員の みます。 会を実施	更新 「消防 の活動 し、地	消防団員数を年度当初以 上とします。 (平成31年度当初実績: 316人)	